

平成24年4月1日より**十和田市子ども医療費給付事業**と名称が変わり、給付内容が次のように変わります。

改正内容

▼対象者が小学生まで拡大されます。ただし、小学生は入院のみ対象となります。

▼4歳以上小学校就学前までの子どもの自己負担（通院・入院）が無くなります。

※平成24年4月診療分から対象です。

十和田市子ども医療費給付事業の内容

区分	0歳から小学校就学前のお子様	小学生
対象年齢	出生の日から6歳に達した日以後の3月31日 ※1年ごとに更新申請	6歳に達した日以後の4月1日から12歳に達した日以後の3月31日 ※入院が決定したときに資格証を交付申請してください
給付対象医療	入院・外来医療費、調剤費	入院医療費
給付対象額	保険給付の対象となる医療費のうち、自己負担分として支払った額	
給付方法	現物給付または償還払い	

給付方法

◆現物給付
「健康保険証」と「子ども医療費受給資格証」を市内の医療機関などに提示すると、保険給付対象医療費の自己負担分を支払う必要がありません。

◆償還払い
※現物給付を採用していない医療機関もあります。

◆償還払い
市外の医療機関や現物給付を採用していない医療機関で受診したときは、自己負担分を支払った後、診療月の翌月から4カ月以内に領収書を添えて申請してください。申請月の翌月に保護者の口座に振り込みます。※4カ月を越えると申請できません。

対象者の要件

▼十和田市に住民登録のある小学生までの子ども

▼保護者の所得額から8万円を控除した額（ほかにも控除できる場合があります）が下記の表の所得制限額未満であること

※保護者とは、父母のうち生計維持者（所得および保険証の扶養関係にて判定）

扶養親族などの数	所得制限限度額
0人	2,342,000円
1人	2,722,000円
2人	3,102,000円
3人	3,482,000円

- ▶扶養者が3人以上の場合、限度額は1人につき38万円加算
- ▶老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合、限度額は1人につき10万円加算
- ▶16歳以上23歳未満の学生がある場合、限度額は1人につき15万円加算

「子ども医療費受給資格証」の交付申請に必要なもの

- ▼子どもの健康保険証
- ▼平成24年1月2日以降に十和田市に転入したかたは、平成24年1月1日に住んでいた市町村の父母の所得課税証明書
- ▼印鑑
- ▼保護者の口座がわかるもの（預金通帳など）



休日保育事業について

平成24年4月より、**休日保育を実施している保育所以外に通う児童も**、休日保育を利用できるようになりました。 問福祉課児童家庭係 ☎⑥6717

●休日保育実施保育所

▷第五白菊保育園 ☎②1903 ▷まるく（旧深持）保育園 ☎②4703

●休日保育を利用できる児童

市内認可保育所へ通所している児童で、休日（日曜日および祝日）においても、就労などにより同居している親族がどなたも保育できない家庭の児童

●休日保育の利用について

▶利用できる休日

年末年始（12月29日～1月3日まで）を除く、日曜日および祝日

▶利用時間

午前8時30分～午後5時（延長保育なし）

▶利用料金

1日1,000円、4時間以内500円（利用日当日に、実施保育所へ直接納めてください）

※昼食は、各自弁当（ミルク）を持参してください。おやつは保育所で準備します。

▶利用手順

事前に利用を希望する保育所へ「登録申請書」を提出し、利用しようとする日の2週間前までに「利用申込書」を提出してください。

※提出書類は、実施保育所および福祉課児童家庭係に備え付けてあります。受け入れ可能な人数は、年齢により異なります。また、持ち物などについては、各保育所へお問い合わせください。